「

3．民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書						
債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	㉕		欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	㉘	
	私財提供を受けた金銭の額	㉖			適用年度終了の時における資本金等の額（プラスの場合は0）	㉙	△
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	㉗			当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額	㉚	
	計（㉕+㉖+㉗）	㉘			差引欠損金額等（㉘−㉙−㉚）	㉛	
				所得金額	㉚の金額を控除した後の所得	㉜	
					㉙の金額を控除する前の所得	㉝	
				当期控除額	㉘、㉗又は㉝のうち最も少ない金額	㉞	
					㉘、㉙又は㉝のうち最も少ない金額	㉟	

」に

改め、同様式別表十一記載要領1、同様式別表十一記載要領2及び同様式別表十一記載要領3中「又は第８号様式」を削り、同様式別表十一記載要領3(1)中「同条第３項」の下に「若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第59条第３項」を加え、同様式別表十一記載要領3(2)中「同条第３項」の下に「若しくは平成23年旧法人税法第59条第３項」を加え、同様式別表十一記載要領4⑥中「「㉚の金額を控除する前の所得㉝」及び「㉘、㉙又は㉝のうち最も少ない金額㉟」」を「「㉛の金額を控除する前の所得㉞」及び「㉘、㉙又は㉞のうち最も少ない金額㊱」」に改め、同様式別表十一記載要領4⑥を同様式別表十一記載要領4⑦とし、同様式別表十一記載要領4⑤中「「㉚の金額を控除した後の所得㉜」及び「㉘、㉛又は㉜のうち最も少ない金額㉞」」を「「㉛の金額を控除した後の所得㉝」及び「㉘、㉜又は㉝のうち最も少ない金額㉟」」に改め、同様式別表十一記載要領4⑤を同様式別表十一記載要領4⑥とし、同様式別表十一記載要領4④の次に次の記載要領を加える。

(5)　「適用年度終了の時における資本金等の額㉚」の欄　平成23年４月１日以後に開始する事業年度において法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける法人

第八号様式別表十一記載要領5中「「㉘、㉛又は㉜のうち最も少ない金額㉞」及び「㉘、㉙又は㉝のうち最も少ない金額㉟」」を「「㉘、㉜又は㉝のうち最も少ない金額㉟」及び「㉘、㉙又は㉞のうち最も少ない金額㊱」」に改め、「第59条第３項」の下に「又は平成23年旧法人税法第59条第３項」を加え、「まっ消」を「抹消」に改める。

第八号様式別表十二の表中「特定資本関係前控除未済欠損金額等」を「支配関係前控除未済欠損金額等」に改める。

第八号様式別表十四の表中「又は清算所得金額」を削り、同様式別表十四記載要領1中「、第８号様式又は第９号様式」を削る。

第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

第八号様式及び第九号様式　削除

第九号の二様式記載要領1中「若しくは同条第41項」を「又は同条第41項」に改め、「又は平成22年９月30日以前に解散（合併による解散を除く。）をした法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法第53条第31項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第45項の規定により充当しようとするとき若しくは同条第46項の規定により還付を受けようとするとき」及び「、第８号様式又は第９号様式」を削り、同様式記載要領2中「、第８号様式又は第９号様式」を削る。

第十号様式の表を次のように改める。

第十号様式

法人名		課税標準の分割に関する明細書(その1)	事業年度又は連結事業年度	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで

事業税			道府県民税		
課税標準の総額	所得金額	年400万円以下の金額 ⑦	円	課税標準の総額	法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	（　円）
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑧			試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額 ②	
		年800万円を超える金額 ⑨			国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額 ③	
		計 ⑦+⑧+⑨ ⑩			還付法人税額等の控除額 ④	
		軽減税率不適用法人の金額 ⑪			退職年金等積立金に係る法人税額 ⑤	
	付加価値額 ⑫				差引計 ①+②+③−④+⑤ ⑥	
	資本金等の額 ⑬					
	収入金額 ⑭					

適用する事業税の分割基準　1．従業者数　2．固定資産の価額　3．事務所又は事業所数　4．軌道の延長キロメートル数

事務所又は事業所	事業税								道府県民税	
名称及び所在地	分割基準（単位＝）	分割課税標準額							分割基準（単位＝人）	分割課税標準額
		年400万円以下の所得金額 ⑮	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑯	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑰	計 ⑮+⑯+⑰ ⑱	付加価値額 ⑲	資本金等の額 ⑳	収入金額 ㉑		㉒
	（　）	円	円	円	円	円	円	円		円
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
	（　）									
合計										